

ますだ通信

愛知県議会議員 ますだ裕二 中区選出

アジア・アジアパラ競技大会調査特別委員会 副委員長



～令和5年～
新春号

12月議会に於いて質問させて頂きました

栄幹部交番の建て替え期間中の治安維持対策について

来年度、中区最大の交番である栄幹部交番が建て替えを予定している。栄幹部交番は、歓楽街を抱えていることから、中警察署の交番の中で110番通報件数や、飲酒トラブル等の来訪者が最も多く、中区の交番の中で最も多く警察官が配置されている。過去の事例を見ると、交番建て替えの際には、周辺交番に警察官を分配して対応していると思うが、これだけ多くの事案を抱える交番が数年間無くなることに、地元住人や団体の皆さまからは、不安の声が挙がっている。そこで、例外として、建て替え期間中も警察官が事案に対応できるような臨時施設が必要ではないか。



栄幹部交番は、今年で築58年を迎え、中警察署管内で最も110番通報件数も多く、錦や栄周辺を管轄する最も多忙な交番です。

ますだ 栄幹部交番の特殊性を考慮し、例外として、工事期間中の臨時の施設が必要ではないかと思いますが、県警本部長のお考えをお聞かせください。

県警本部長 議員お示しのとおり、県警察では、交番や駐在所の建て替え工事期間中には、原則として臨時施設を設置せず、工事中の交番等で勤務する警察官を周辺の交番等に配置するなどして、各種事案等に対応しております。

しかしながら、栄幹部交番は、通常の交番と異なり、県内有数の歓楽街を管轄し、刑法犯認知件数の他、110番通報や警察署への通報件数が県内で最も多く、そのため警察官の配置人数を最大とするなど極めて多忙な交番でございます。

こうした現状から、栄幹部交番の建て替え工事期間中につきましては、例外的措置として、警察官の活動拠点や待機場所となる臨時施設等を設置する方向で検討してまいりたいと考えております。

ますだ 栄幹部交番建て替え工事期間中の治安維持方策についても、併せて県警本部長のお考えをお聞かせください。

県警本部長 先に申し上げました臨時施設のほか、警察車両による駐留警戒場所の確保や県内において機動的に警らを行う自動車警ら隊等の積極的な投入なども検討しているところでございます。



錦・栄周辺の地域住人並びに団体さまからの要望書を、中警察署長に提出させて頂きました。

新聞でも取り上げられました

名古屋・栄幹部交番
建て替え期間中の
臨時施設設置検討
県警の鎌田徹郎本部長は、二〇二五年度の完成を目指している名古屋・中署の栄幹部交番について、建て替え期間中、臨時施設を設置を検討していることを明らかにした。増田議員の質問に対し、「間隙が生じることがないように、

鎌田本部長は「建て替え期間中、例外的に警察官の活動拠点や待機場所となる施設を設置する方向で検討したい」と説明した。

栄幹部交番は、中部地方最大の歓楽街の名古屋市中区の錦三地区に立地。刑法犯認知件数や一一〇番件数などは県内の交番の中で最も多い。

に万全を期す」と答弁した。

引用元:中日新聞 令和4年12月8日 朝刊

県政の相談・地域のお困りごと相談は

愛知県議会議員 ますだ裕二事務所

〒460-0012 名古屋市中区千代田4丁目17番8号 千代田ビル2階
TEL:052-324-3947 FAX:052-332-5684



《公式ホームページ》



公約達成 愛知県文化財登録制度の創設について

地域コミュニティの核であります行事や祭り、伝統工芸士等の素晴らしい技術を無形文化財として登録し、次の世代に引き継いでいけるような支援策が必要ではないか。



伝統工芸士のところに訪問させていただき、後継者育成や伝統的工芸品の販路確保など、様々な問題点を共有させていただきました。

まずだ 文化財保護法の一部改正に伴う本県の文化財登録制度について、どのような制度設計をお考えなのか、現在の検討状況をお聞かせください。

県民文化局長 対象とする文化財の種別については、国の登録文化財と同様に、「建造物や美術工芸品等の有形文化財」、「芸能、工芸技術等の無形文化財」、「無形の民俗文化財に用いられる衣装、器具等の有形民俗文化財」、「風俗慣習、民俗芸能等の無形民俗文化財」、「史跡、名勝、天然記念物等の記念物」の5つの種別でございます。

まずだ 文化財登録制度の創設に向け、今後どのようなスケジュールで検討を進めて行かれるのか、県のお考えをお聞かせください。

知事 1月には文化財保護審議会委員に全体像をお示しし、制度の内容を固めてまいりますので、その後、速やかに文化財保護条例の一部改正を県議会に提案させていただき、条例に位置付けてまいりたいと考えております。

まずだ 文化財登録制度を創設するのであれば、登録された文化財の保存や継承、活用に対する支援が必要と考えますが、県のお考えをお聞かせください。

知事 県登録文化財に登録されたことを契機として、その文化財の所有者や担い手の皆様に新たな取組に挑戦していただくことも大変重要でありますので、登録された文化財の価値や魅力を多くの方に知っていただく取組や、後継者育成のための取組など、所有者や担い手の皆様が実施する、活用や継承のための事業に対する財政的な支援も検討してまいりたいと考えております。

愛知県で予定されている文化財登録制度

現行文化財保護法の類型	指定	登録
	所有権・流通などへの保護規制 修復・継承への支援	緩やかな保護 多様な文化財を リスト化
▶有形文化財 建造物、美術工芸品	○	○
▶有形民俗文化財 衣食住の用具 など	○	○
▶無形文化財 芸能、工芸	○	制度なし
▶無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、 民俗技術	○	制度なし

新たな保護対象に

新聞でも取り上げられました

文化財保護の対象拡大

県、条例改正方針「登録制度」新設へ

県議会十二月定例会は七日、本会議を再開し、一般質問に山本浩史、増田裕二、政木理香、杉江繁樹、寺西陸（自民）、鈴木雅登、水谷満信（新政あいち）の七議員が登壇した。県は、文化財保護に関する政策の拡充を目的に、県文化財保護条例を改正し、歴史的建造物や地域の祭りなどを幅広く保護の対象とする方針を示した。増田議員の質問に答え、（中根政人、梅田敬晴）

文化財保護法の改正で、都道府県や市町村は既存の指定制度よりも選定基準を緩和し、手続きの期間を短縮した形で「登録制度」をつくらざるを得なくなった。県も、現在の指定制度より緩やかな登録制度を新設する方針。伊藤正樹県民文化局長は、登録制度で「建造物や美術工芸品等の有形文化財」「芸能、工芸技術等の無形文化財」「風俗慣習、民俗芸能等の無形民俗文化財」など五つの種別を設定することを検討していると説明。詳細な制度案は来年一月に示すとした。

大村秀章知事は、登録制度の内容が固まった段階で、県文化財保護条例の改正案を県議会に提案すると表明。「後継者育成のため取り組みなど、活用や継承の事業に対する財政的な支援も検討していきたい」と述べた。

今回の質問全文については右記QRより▶



引用元:中日新聞 令和4年12月8日 朝刊

【愛知県議会議員 ますだ裕二】



このQRコードの上にスマホをかざして読み取ってください!

LINEで情報発信!

県政に関する大切な情報をお届けしてまいります。



愛知県議会議員 **ますだ裕二**